

# 市第28号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

## 1 条例改正の理由

建築分野の省エネ対策の徹底、二酸化炭素の吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与することを目的に建築基準法令（以下「法令」という）が改正されました。

改正法令の趣旨である脱炭素社会の実現への寄与を目的に、横浜市建築基準条例（以下「条例」という。）を法令と同様に規定する一部改正を行います。

## 2 改正する内容

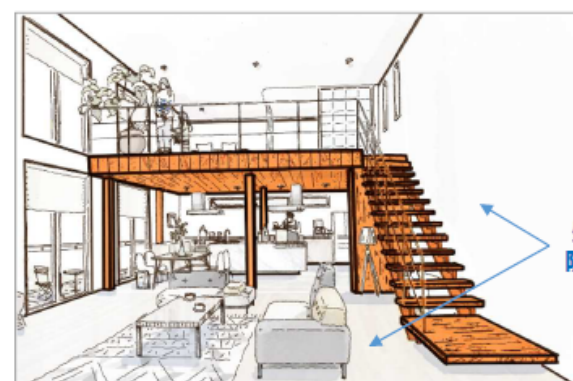
### (1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化

（対象条文：第6条、第33条、第43条の3、第53条の6）

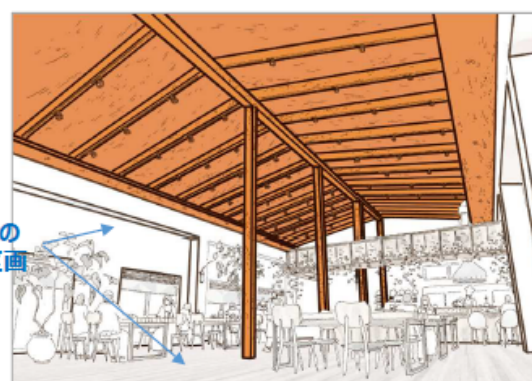
これまで、耐火建築物としなければならない学校や病院などの特殊建築物において、壁、柱、床などの主要構造部は、全て鉄筋コンクリート造などの耐火構造としなければなりませんでしたが、建築物の倒壊・延焼に影響のない部分については、木造などの耐火構造以外とすることを可能とします。

**改正** 防火上・避難上支障がない範囲内で、部分的な木造化を可能とする

<政令以下で規定する防火上・避難上支障がない範囲>  
壁・床で防火上区画され、当該区画外に火災の影響を及ぼさない範囲



複数階にまたがる住戸（モゾネット）内の  
中間床や壁・柱等の木造化



最上階の屋根や柱・はり等の木造化

出典：国土交通省 法令改正資料

### (2) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設

（対象条文：第16条、第23条、第23条の4、第33条）

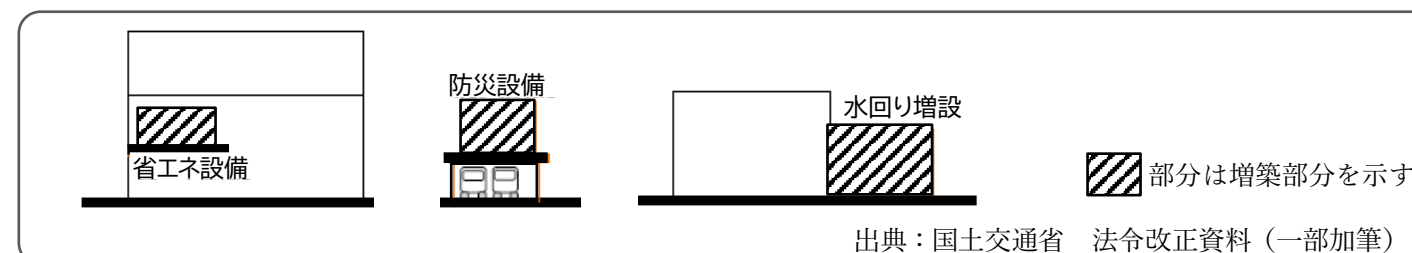
これまで、一定の規模以上の建築物等は、建物全体を耐火建築物としなければなりませんでした。高耐火性能の壁等で区画された建築物は、区画ごとに別の建築物とみなすこととし、部分的な木造化を可能とします。



### (3) 既存不適格建築物の増築、大規模修繕などに係る規制の緩和

（対象条文：第56条、第56条の2、第56条の3）

これまで、既存不適格建築物<sup>※</sup>の増築などを行う場合、原則として、既存部分も現行の条例に適合させる必要がありました。今回、既存部分の危険性を増大させない場合には、既存部分を現行の条例に適合させることなく、増築などを行うことを可能とします。



※ 既存不適格建築物とは、建築時は適法だったものが、その後の法令改正等により、現行法令に対して不適格となった建築物のことをいいます

### (4) その他

- ①計画通知<sup>※1</sup>に対する審査等に指定確認検査機関を活用する法令改正に対応（対象条文：第3条の2）
- ②用語の定義に係る法令改正に対応（対象条文：第4条の2）
- ③建築副主事<sup>※2</sup>を規定した法令改正に対応（対象条文：第56条の7）
- ④その他文言の整理等を行います。

※1 計画通知とは、国の機関の長等が、建築物の建築などをする前に建築主事等にその計画を通知するもの

※2 建築副主事とは、小規模建築物に限って建築確認を行うことができるもの

## 3 施行日

規則で定める日とします。

ただし、(4) その他のうち①は法令改正の施行日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とし、②はこの条例の公布の日とします。